

医療機関・薬局の受付の際には、**保険証**として マイナンバーカードの利用 をご検討ください。

病院の声

- 飲んでいる薬が事前にわかったので、緊急手術の準備ができました。
- 正確な情報は医療に必須なので、役立ちます。

今回は **資格確認書** を、
マイナ保険証の有無に関わらず、
みなさまにお送りします。

「**資格確認書**」でも、
これまで通りの医療を
受けることができます！

7月末までに
ご本人あてに届きます

表側

裏側

マイナ保険証には
様々なメリットが
あります！

令和7年度の保険料計算について

保険料は、均等割額と所得割額を合計して、個人単位で計算されます。
令和7年度の保険料は以下の通りです。

保険料

賦課限度額

80万円※1

均等割額

被保険者全員が負担

51,700円

所得割額

被保険者の所得に応じて負担

(前年中の所得 - 基礎控除額) × 10.08%※2

※1 限度額について、令和6年度に限り一部の方は73万円でしたが、令和7年度は一律 **80万円**になります。

※2 所得割率について、令和6年度に限り一部の方は9.46%でしたが、令和7年度は一律 **10.08%**になります。

※3 基礎控除額は、合計所得金額が2,400万円以下の場合、43万円。2,450万円以下の場合、29万円。2,500万円以下の場合、15万円。2,500万円超の場合は控除なしとなります。

均等割額の軽減措置

軽減割合

軽減基準 ※4

7割 総所得金額等の合計が
【43万円 + (被保険者等のうち、
給与所得者等の数※5 - 1) × 10万円】を超えない世帯

5割 総所得金額等の合計が
【43万円 + {30.5万円 × 被保険者数 + (被保険者等のうち、
給与所得者等の数※5 - 1) × 10万円}】を超えない世帯

2割 総所得金額等の合計が
【43万円 + {56万円 × 被保険者数 + (被保険者等のうち、
給与所得者等の数※5 - 1) × 10万円}】を超えない世帯

※4 65歳以上の年金受給者は、均等割額の軽減判定時のみ、年金所得から最大15万円が控除されます。

※5 給与所得者等の数とは、給与所得または公的年金等所得を有する者の合計数です。

保険料の納め方

年金からの天引きによる特別徴収(偶数月、年6回)と、口座振替等による普通徴収(7月から2月までの毎月、年8回)があります。年金の額等でどちらかに決まりますが、特別徴収の方は口座振替を選択することも出来ます。

特別徴収は、確定賦課前に年金からの天引きが開始されるため、4、6、8月は仮徴収として前年度の額をもとに天引きし、その後、**本徴収として、確定した年額から仮徴収済みの額を差し引いたものを、残りの10、12、2月で按分して天引き**します。

高額療養費制度について

高額療養費制度とは

ひと月に医療機関に支払った額が高額になった場合に、定められた上限額を超えて支払った額を払い戻す制度です。上限額は、個人や世帯の所得に応じて決まっています。

※高額療養費制度のご利用を希望する場合は、お住まいの市町村にある担当窓口で申請していただくことで、所得区分を記載した資格確認書を発行することができます。

※マイナ保険証を利用すれば、所得区分を記載した資格確認書の提示は不要となります。

自己負担限度額(月額)

	適用区分	外 来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)
現役並み	Ⅲ 住民税課税所得 690万円以上の方	252,600円 +(医療費-842,000円)×1% (多数回 140,100円)	
	Ⅱ 住民税課税所得 380万円以上の方	167,400円 +(医療費-558,000円)×1% (多数回 93,000円)	
	Ⅰ 住民税課税所得 145万円以上の方	80,100円 +(医療費-267,000円)×1% (多数回 44,400円)	
一 般	※ ①年金収入+その他の合計所得が200万円以上の単身世帯 Ⅱ ②年金収入+その他の合計所得が被保険者全員で320万円以上の複数世帯	18,000円 または 6,000円 +(医療費-30,000円) ×10%の低い方を適用 (年間上限 144,000円)	57,600円 (多数回 44,400円)
	住民税課税所得 Ⅰ 145万円未満で、 一般Ⅱ、低所得Ⅱ、低所得Ⅰ以外の方	18,000円 (年間上限 144,000円)	
低所得	Ⅱ 住民税非課税世帯	8,000円	24,600円
	Ⅰ 住民税非課税世帯 (年金収入806,700円以下など)		15,000円

※同一世帯に課税所得28万円以上の被保険者がいる方で、表中の①または②に該当する方